

平成29年度喀痰吸引等研修（第一号研修・第二号研修）奈良県指導者養成講習取扱要領

1. 研修の目的

奈良県において、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条に基づく研修（以下「喀痰吸引等研修」という。）（第一号研修・第二号研修）の指導者を養成することを目的とする。

2. 実施主体

奈良県（公益財団法人 介護労働安定センターに委託して実施）

3. 研修の対象

(1) 以下のいずれかを満たす医師、保健師、助産師又は看護師で勤務先の施設長の推薦のある者

ア 研修修了後に、県又は県内の登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修（第一号研修・第二号研修）において、研修講師として協力することが可能な医師、保健師、助産師又は看護師（准看護師を除く）。（以下「看護師等」という。）であって、臨床等での実務経験を3年以上有する者。

イ 自らが勤務する施設等における介護職員等が、奈良県が実施する喀痰吸引等研修（第一号研修・第二号研修）の受講申込み予定であり、かつ実地研修の指導者となる予定の看護師等。

(2) 募集定員

60名

（応募者数が定員を上回る場合は、受講できない場合がある。なお、受講決定に際しては、入所・入居系施設に勤務する者を優先的に取り扱うこととする。）

4. 研修内容

別添日程表のとおり

5. 研修日程等

日 時	平成30年1月16日（火） 9：30～18：45
場 所	奈良県社会福祉総合センター大会議室（橿原市大久保町320-11）

6. 修了証書

研修の全課程を修了した受講者に対し、修了証書を交付する。
遅刻・早退等により欠席とみなした場合は修了証書を交付しない。

7. 受講申込み及び受講決定

(1) 受講申込み

別紙様式3に必要事項を記載の上、**平成29年10月27日（金）までに**奈良県健康福祉部長寿社会課あて送付（郵送）すること。

(2) 受講決定

受講決定の通知は、各勤務先及び各関係団体あてに連絡する。

8. 受講経費

本研修会場への旅費等は受講者が負担すること。

9. その他

- ・本研修の受講修了者は、本年度以降に県又は県内の登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修（第一号研修・第二号研修）の講師を依頼される場合がある。
- ・研修会場へは公共交通機関を使用すること。